

○豊見城市小災害罹災者に対する見舞措置要綱

昭和62年6月30日

豊見城市小災害罹災者に対する見舞措置要綱

1 目的

この要綱は、小災害により被害を受けた者に対して見舞の意を表し、その物的精神的な痛手を緩和するための一助をなすことを目的とする。

2 小災害の範囲

この要綱において「小災害」とは、災害の規模が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けない災害をいう。

3 見舞の種類

- (1) 弔慰金
- (2) 見舞金

4 見舞の対象

- (1) 弔慰金は、小災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
- (2) 見舞金は、小災害により負傷した者(1箇月以上の治療期間を要する者に限る。)及び住家に被害を受けた世帯に対して支給する。ただし、住家の被害は全壊(全焼及び全流失を含む。以下同じ。)、半壊(半焼及び半流失を含む。以下同じ。)又は床上浸水とする。

5 遺族の範囲

弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 配偶者(婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様にあつた者を除く。以下同じ。)
- (2) 子、父母、孫又は祖父母で死亡した者の収入により生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたもの
- (3) 兄弟姉妹で死亡した者の収入により生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたもの

6 遺族の順位

弔慰金を受けるべき遺族の順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母(同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。)
- (4) 祖父母(同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にする。)
- (5) 兄弟姉妹

7 被害の認定基準

被害の認定基準は、別表のとおりとする。

8 見舞の程度

- (1) 弔慰金  
死亡した者1人につき 5万円
- (2) 見舞金  
ア 負傷した者1人につき 2万円  
イ 住家の被害については、次の表に定める額

被害の程度 世帯構成	全壊	半壊	床上浸水
1人世帯	30,000円	15,000円	10,000円
2人以上世帯	50,000円	25,000円	20,000円

9 見舞の支給手続

見舞の支給を受けようとする者は、見舞金等支給申請書(別記様式)に罹災世帯の状況調書等添付資料を添えて市長に提出するものとする。

10 支給の方法

罹災者に対する弔慰金及び見舞金は、直接死亡した者の遺族又は罹災者本人に交付するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第7項関係)

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。

	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1箇月以上の治療を要する見込みのものとする。
住家の被害	住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により、一時的に居住することができないものとする。

別記様式(第9項関係)

見舞金等支給申請書

金額 円

年 月 日

豊見城市長 殿

住 所

氏 名

印

次のとおり災害見舞金等を申請します。

見舞金等の種類	単 価	金 額	備 考

災害の状況

1 災害発生日時

場所

2 災害の原因

3 罹災世帯の状況

住 所					
罹 災 住 家 の 状 況	構 造	補強コンクリートブ ロック・コンクリート・ 木	屋 根	スレート・スラブ・かわ ら・トタン・かや	
	被害状況	全壊、半壊、床上浸水			
罹 災 世 帯 員 の 状 況	氏 名	生年月日	続 柄	職 業	備 考

添付資料

- (1) 死亡者については、遺族としての関係を証明できるもの
- (2) 負傷者については、医師の診断書
- (3) 住家については、官公署の発行する罹災証明書
- (4) 見舞金等の口座振込申出(別紙)

見舞金等口座振込申出

住 所

氏 名



下記口座に振込お願いします。

口 座 振 替 申 出 表 示	
金 融 機 関 名	
預 金 の 種 類	
口 座 番 号	
口 座 名 義	